10　施行令第三条の二第十七項に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　法第五条の三第八項の規定による通知をする者が適格口座管理機関である場合　同項に規定する特定振替社債等の利子等の支払をする者（以下この項及び次項において「支払者」という。）又はその指定する者及び特定振替機関（同条第四項第一号に規定する特定振替機関をいう。以下この項及び第十九項において同じ。）又はその指定する者に設置される電子計算機と当該電子計算機の利用につきこれらの者と契約をした者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織その他情報通信の技術を利用する方法（当該電子情報処理組織の参加者がそれぞれ特定の者に限定されていること又は暗号、記号その他特定の符号により、通知を受ける支払者が、当該通知をした者が当該支払者に係る特定振替機関であることを、同条第八項の規定による経由のための通知を受ける特定振替機関が、当該通知をした者が当該特定振替機関に係る適格口座管理機関であることを、それぞれ確認できる方法に限る。）

二　法第五条の三第八項の規定による通知をする者が適格外国仲介業者である場合　支払者又はその指定する者、特定振替機関又はその指定する者及び適格口座管理機関又はその指定する者に設置される電子計算機と当該電子計算機の利用につきこれらの者と契約をした者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織その他情報通信の技術を利用する方法（当該電子情報処理組織の参加者がそれぞれ特定の者に限定されていること又は暗号、記号その他特定の符号により、通知を受ける支払者が、当該通知をした者が当該支払者に係る特定振替機関であることを、同項の規定による経由のための通知を受ける特定振替機関が、当該通知をした者が当該適格口座管理機関であることを、同項の規定による経由のための通知を受ける適格口座管理機関が、当該通知をした者が当該適格口座管理機関に係る適格外国仲介業者であることを、それぞれ確認できる方法に限る。）

11　支払者は、その受けた法第五条の三第八項の規定による通知が書面による方法で行われた場合にはその受理した書面を当該受理した日の属する年の翌年から五年間保存し、その受けた同項の規定による通知が施行令第三条の二第十七項に規定する方法で行われた場合には同条第十八項の規定により作成した書面又はマイクロフィルムを当該通知を受けた日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

12　施行令第三条の二第十八項に規定する財務省令で定めるものは、第十項各号に規定する入出力装置とする。

第三条の十九に次の三項を加える。

18　施行令第三条の二第二十五項の規定により読み替えられた同条第二十一項に規定する書面又は電磁的方法により通知すべき財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　信託（法第五条の三第九項において準用する法第五条の二第十七項に規定する信託をいう。以下この号において同じ。）の名称並びに施行令第三条の二第二十五項の規定により読み替えて適用される同条第二十一項の規定による通知をする当該信託の受託者（次項において「特定受託者」という。）の名称及び本店又は主たる事務所の所在地

二　施行令第三条の二第二十五項の規定により読み替えられた同条第二十項に規定する書類を提出した者に係る第十四項第二号及び第三号に掲げる事項

三　その他参考となるべき事項

19　施行令第三条の二第二十五項の規定により読み替えられた同条第二十一項に規定する財務省令で定めるものは、特定振替機関又はその指定する者に設置される電子計算機と当該電子計算機の利用につき当該特定振替機関又はその指定する者と契約をした者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織その他情報通信の技術を利用する方法（当該電子情報処理組織の参加者がそれぞれ特定の者に限定されていること又は暗号、記号その他特定の符号により、通知を受ける特定振替機関が、当該通知をした者が当該特定振替機関に係る特定受託者であることを確認できる方法に限る。）とする。

20　施行令第三条の二第二十五項の規定により読み替えられた同条第二十一項の規定の適用がある場合における第十六項の規定の適用については、同項中「特定振替機関等」とあるのは、「法第五条の三第九項において準用する法第五条の二第十七項の規定により読み替えられた法第五条の三第一項に規定する特定受託者」とする。

第四条第三項中「利子、」及び「又は剰余金の配当」を削り、同条第四項を次のように改める。

4　法第八条第五項に規定する委託した期間又は記名式であつた期間若しくは記載若しくは記録がされていた期間は、当該収益の分配の計算期間内において、同条第一項第三号の合同運用信託若しくは特定公募公社債等運用投資信託につき同号の委託をした日からその委託をやめた日の前日まで（同号の貸付信託の受益証券が記名式である場合には、当該受益証券につき同号の記名をした日からその記名をやめた日の前日まで）の期間又は同号の貸付信託の受益権につき同項第一号に規定する振替口座簿（第七項において「振替口座簿」という。）に増額の記載若しくは記録がされた日から当該振替口座簿にその減額の記載若しくは記録がされた日の前日までの期間とし、同条第五項に規定するこれらの期間内に生じた部分の金額は、当該収益の分配の金額について当該期間内に係る部分の収益の分配として計算される金額とする。

第四条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「社債、株式等の振替に関する法律に規定する」を削り、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「日以後」を「日の翌日から同日以後」に、「第八項の」を「第七項の」に、「第八項各号」を「第七項各号」に改め、同項第一号中「第八項第一号」を「第七項第一号」に改め、同項第二号中「第八項第二号」を「第七項第二号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中「第九項」を「第八項」に、「第十項」を「第九項」に、「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項第二号中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第十二項とする。

第四条の三の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第一項中「第四条の二第一項第二号」を「第四条の二第四項第二号」に改め、同条第二項中「係る配当所得」を「係る配当所得等」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改める。

第四条の四第一項第二号中「（所得税法第十四条第一項に規定する無記名株式等」を「の剰余金の配当（法第八条の四第四項に規定する無記名株式等の剰余金の配当」に改め、「の剰余金の配当」を削り、同項第四号中「第三十七条の十一の三第二項」を「第三十七条の十一第二項」に改め、「の数」の下に「（法第八条の四第一項第四号に規定する社債的受益権及び同項第五号に規定する特定公社債にあつては、額面金額）」を加え、同項第五号中「（法）」の下に「第三条の三第四項、」を加え、同項第六号中「無記名株式等」を「無記名の公社債の利子、無記名株式等」に改め、同条第二項中「支払つた」の下に「利子等（同条第一項に規定する利子等をいう。）及び」を加え、「提出する」を「交付する」に改め、同条第九項中「第四条の二第十一項」を「第四条の二第十四項」に改める。

第四条の五の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条中「第四条の三第二項第二号」を「第四条の三第三項第二号」に改め、「所得税法施行規則」の下に「第八十二条第二項（同項第三号に係る部分に限る。）」を加える。

第五条の二第六項中「第四条の二第一項各号」を「第四条の二第四項各号」に改める。